

# いづみ福祉会を守る会 会則

## 第1条（名称）

この会は、『いづみ福祉会を守る会』（以下、『この会』と称する）と称し、所在地および事務局を京都府木津川市加茂町観音寺石部8番地いづみ福祉会内に置く。

## 第2条（目的）

この会は、障害のある人の幅広い社会参加と豊かな日常生活を送ることができる地域づくりのための活動、およびそのために献身するいづみ福祉会に必要な支援活動を行うことを目的とする。

## 第3条（事業）

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① いづみ福祉会への支援のための事業
- ② 障害者福祉に係る広報の事業
- ③ その他目的に沿った必要な事業

## 第4条（会員）

この会は、会の趣旨に賛同する個人および団体をもって会員とする。

## 第5条（会費）

この会の会費は次のように定める。

- ① 個人会員 一口1,000円（年額）とし、何口でも可とする。
- ② 団体会員 一口3,000円（年額）とし、何口でも可とする。

## 第6条（会の運営）

この会は、役員会が運営し、役員会は必要に応じて開催する。

## 第7条（役員会の構成および任期）

役員は会員の中から選任し、役員会を構成する。

- 2 役員は、会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査2名および幹事若干名とする。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第8条（会長等の選出）

会長、副会長、会計、会計監査は、役員会の互選により決定する。

## 第9条（財政）

この会の財政は、会費、寄付金、その他の事業収益をもって充てる。会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 会計は、本会の出納事務を担当する。

## 第10条（会務の報告）

この会は、会員に年1回、会務を報告する。

## 第11条（会則の変更）

この会の会則の変更は、役員会で協議し決定する。

## 第12条（その他）

この会則に定めのない事態が発生した場合、そのつど協議し円満な解決を図るものとする。

## 附 記

1. この会則は、平成3年4月1日に制定し同年10月10日より施行する。
2. この会則は、一部変更の後、平成19年4月1日より施行する。
3. この会則は、一部変更の後、平成30年7月10日より施行する。